

公有水面埋立法の一部改正について

別記様式(2) 第〇〇号 昭和〇〇年〇月〇〇日、

〇〇大臣殿 〇〇都道府県知事 〇〇港湾管理者の長

公有水面埋立免許に係る認可について(申請) 昭和〇〇年〇月〇〇日付けで〇〇から出願のあつた〇〇地先における公有水面埋立

記

- 1 埋立ての必要性に関する判断
2 免許基準に関する判断
(1) 法第4条第1項第1号
(2) 法第4条第1項第2号
(3) 法第4条第1項第3号
(4) 法第4条第1項第4号
(5) 法第4条第1項第5号
(6) 法第4条第1項第6号
3 利害関係人に対する措置
(1) 法第4条第3項の権利者の同意
(2) 法第3条第1項の地元市町村長の意見及びこれに対する評価
(3) 法第3条第3項の利害関係者の意見及びこれに対する評価
(4) 法第10条の水面利用施設に対する措置
4 関係部局及び関係機関との調整
5 免許条件を付する理由
6 添付図書

- (1) 法第3条第1項の告示の写し
(2) 法第3条第1項の地元市町村長への諮問書の写し、地元市町村長の意見書の写し及び協議会の議決を証する書面の写し
(3) 法第3条第3項の利害関係者の意見書の写し
(4) 関係部局及び関係機関の意見書の写し
(5) 免許料算定の根拠を示す書面
(6) 埋立免許願書の副本
(7) 埋立免許願書及び添付図書の写し

付記 イ 埋立区域を制限して免許する場合には、その理由を明記すること。 ロ 出願の場合には、その出願に対してとつた措置及びその理由を明記すること。

公有水面埋立法の一部改正について

昭和四十九年六月十四日付港管第一五八〇号、建設省河政第五七号により運輸省港湾局長、建設省河川局長名をもつて通達したところであるが、同法令の解釈又は運用に当たっては、同通達のほか、下記事項に留意しうえ、遺憾のないようされたい。

記

- 一 設計の概要について(前第二条別記様式第一記四関係)
イ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序

- が記載されているものであること。
ロ 則第一条別記様式第一記四「設計の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。
二 一般平面図及び海図について(前第二条第一号イ及び二関係)
イ 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。
ロ 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。
三 却下について(法第三条第一項ただし書関係)
「却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。
イ 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合
ロ 免許基準に適合していないことが明白である場合
四 公園、緑地及び広場に関する技術的細目について(前第五条第三号関係)
則第五条第二号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目を適合するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園、緑地

- 及び広場の割合は、おおむね埋立地の一〇パーセント以上を目途とすること。
五 埋立地に関する権利の移転又は設定の許可について(法第二十七条関係)
電気事業、ガス事業、熱供給事業、石油パイプライン事業等の用に供する施設等の設置のため、農地法に基づく農地保合理化法人が行う農地保合理化事業に關して必要となる処分等当該処分が公共性、公益性が高いと認められる必要性に基づくものについては、その点十分配慮して許可することは差し支えないものであること。
六 関係先との調整について
イ 免許権者は、法第二条第一項の規定による免許又は法第十三条ノ二第一項の規定による許可(設計の概要の要項に係るものに限る)をするに当たっては、その埋立てが港則法又は海上交通安全法の適用区域内で行われる場合であつて、船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、所轄の海上保安部長又は海上保安監部長の海上交通の安全の観点からする意見を求めること。
ロ 免許権者は、農地法の対象となる農地又は採算放牧地について法第二十九条の許可に關する処分をしようとする場合は、あらかじめ、農地法第四条又は第五条の許可権者との調整を図ること。